

議案第 38 号

ひたちなか市工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

ひたちなか市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例（令和4年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第2種甲区域の項を削り、同表第2種乙区域の項中「第2種乙区域」を「第2種区域」に、「常陸那珂土地区画整理事業施行区域のうち、常陸那珂有料道路以東の地域」を「土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第4項の規定に基づき常陸那珂土地区画整理事業が施行された区域（以下「常陸那珂土地区画整理事業施行区域」という。）（国道245号線以西の地域を除く。）」に改め、同表第3種甲区域の項中「100分の15」を「100分の10」に、「100分の20」を「100分の15」に改め、同表第3種乙区域の項中「のうち、常陸那珂有料道路以東の地域」を削り、「100分の10」を「100分の5」に、「100分の15」を「100分の10」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

旧				新				備考
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）				
区域	区域の範囲	緑地面積率の基準	環境施設面積率の基準	区域	区域の範囲	緑地面積率の基準	環境施設面積率の基準	
第2種甲区域	準工業地域のうち、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第4項の規定に基づき常陸那珂土地区画整理事業が施行された区域（以下「常陸那珂土地区画整理事業施行区域」という。）であって、常陸那珂有料道路以西の地域（国道245号線以西の地域を除く。）	100分の15以上	100分の20以上					
第2種乙区域	準工業地域のうち、次に掲げる区域 （1） 常陸那珂土地区画整理事業施行区域のうち、常陸那珂有料道路以東の地域 （2） 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第4項に規定する臨港地区（以下「臨港地区」という。）の区域	100分の10以上	100分の15以上	第2種区域	準工業地域のうち、次に掲げる区域 （1） 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第4項の規定に基づき常陸那珂土地区画整理事業が施行された区域（以下「常陸那珂土地区画整理事業施行区域」という。）（国道245号線以西の地域を除く。） （2） 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第4項に規定する臨港地区（以下「臨港地区」という。）の区域	100分の10以上	100分の15以上	
第3種甲区域	1 工業専用地域のうち、次に掲げる区域 （1） 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和33年法律第98号）第2条第5項に規定する工業団地造成事業（以下「工	100分の15以上	100分の20以上	第3種甲区域	1 工業専用地域のうち、次に掲げる区域 （1） 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和33年法律第98号）第2条第5項に規定する工業団地造成事業（以下「工	100分の10以上	100分の15以上	

旧				新				備考
	<p>業団地造成事業」という。)により造成された勝田第一工業団地の区域</p> <p>(2) 工業団地造成事業により造成された勝田第二工業団地の区域</p> <p>(3) 大字市毛, 大字堀口, 大字東石川及び大字武田地内の区域(常磐線以西の地域に限る。)</p> <p>(4) 大字武田及び大字勝倉地内の区域(常磐線以東の地域に限る。)</p> <p>(5) 沢メキ, 道メキ及びナメシ地内の区域</p> <p>2 工業地域のうち, 和田町三丁目地内の区域</p>				<p>業団地造成事業」という。)により造成された勝田第一工業団地の区域</p> <p>(2) 工業団地造成事業により造成された勝田第二工業団地の区域</p> <p>(3) 大字市毛, 大字堀口, 大字東石川及び大字武田地内の区域(常磐線以西の地域に限る。)</p> <p>(4) 大字武田及び大字勝倉地内の区域(常磐線以東の地域に限る。)</p> <p>(5) 沢メキ, 道メキ及びナメシ地内の区域</p> <p>2 工業地域のうち, 和田町三丁目地内の区域</p>			
第3種乙区域	<p>工業専用地域のうち, 次に掲げる区域</p> <p>(1) 工業団地造成事業により造成された常陸那珂工業団地の区域</p> <p>(2) 臨港地区の区域</p> <p>(3) 常陸那珂土地区画整理事業施行区域のうち, <u>常陸那珂有料道路以東の地域</u></p> <p>(4) 法第3条第1項に規定する工場立地調査簿に記載された工場適地のうち, 山崎工業団地の区域</p>	100分の10以上	100分の15以上	第3種乙区域	<p>工業専用地域のうち, 次に掲げる区域</p> <p>(1) 工業団地造成事業により造成された常陸那珂工業団地の区域</p> <p>(2) 臨港地区の区域</p> <p>(3) 常陸那珂土地区画整理事業施行区域</p> <p>(4) 法第3条第1項に規定する工場立地調査簿に記載された工場適地のうち, 山崎工業団地の区域</p>	100分の5以上	100分の10以上	
備考 略				備考 略				